

平成28年3月8日

関係者各位

京都司法書士会  
会長 森中勇雄

認知症事故賠償訴訟に関して、家族の監督義務や  
賠償責任を認めない最高裁判決についての会長談話

平成28年3月1日に最高裁判所で判決が出ました。この事件は認知症患者の男性が徘徊し鉄道事故を起こして死亡、その家族に対し鉄道会社から損害賠償請求されたという事案でした。新聞テレビ等でも数多く取り上げられ、注目を浴びているところです。この点について、最高裁判所は家族に責任ありとは言えず、鉄道会社の損害賠償請求を棄却するという判決を下しました。まずは妥当な判決であると評したいと思います。

民法には監督者責任という規定があります。これは自分で責任を負えない者の代わりに一定の地位に就く者が責任を負うという規定です。この裁判は監督者にどこまの責任があるのかを問うたものです。ところで、民法の規定とは別に私たちの社会にはノーマライゼーションという概念があります。障がいのある方も、健常な方と同じように生活を営めるように支援していくべきという考え方です。その一環で国も在宅での生活を後押ししております。しかし、何か事故があり、この監督者責任を家族、とりわけ介護者が結果として負うということになれば、その危険を避けるために障がいのある方を拘束あるいは施設入所に帰着してしまうことに繋がる可能性があるのではないのでしょうか。それは上記の理念に反することになってしまいます。

超高齢化社会と言われて久しい昨今、認知症の患者も増加の一途をたどっています。あつてはならないことですが、このような事故が発生することがないとは決して言えません。そのとき、損害賠償のような個別的対処ではなく、社会全体の問題としてこの問題を考えるべきなのではないのでしょうか。

司法書士は成年後見等の業務を通して、高齢者と接する機会の多い職業です。徘徊等の問題に接することも当然にあり、この種の問題に通リ一辺倒の解決方

法はないことも十分に承知しております。だからこそ、損害賠償責任の有無に終始することなく、事故を極力防ぐべく、行政による高齢者や障がいのある方の見守り体制の強化を、そして社会全体での保障を創りだすことを我々は提言し、今後とも社会福祉の充実に尽力していく所存です。

以上